

Adults in Scouting

ボーイスカウト日本連盟の指導者養成体制

訓練と個人的発達のためのシステム



公益財団法人

ボーイスカウト日本連盟

目 次

はじめに

1. 成人に関する方針等	1
1－1 スカウト運動における成人に関する世界方針	2
1－2 スカウト運動の成人に関する方針(日本連盟)	2
1－3 指導者養成に関する指針	2
2. 指導者養成体制	3
2－1 成人の訓練・支援の基本的な考え方	3
2－2 成人の訓練・支援の体制	3
2－3 任務中の成人への支援	4
3. 訓練体系	7
3－1 訓練機関の構成	7
3－2 指導者訓練の体系	7
4. 指導者訓練のための参考資料一覧	12
スカウト運動の成人に関する方針	13
スカウティングにおける成人のライフサイクル	15

はじめに

日本連盟の指導者養成は長きにわたって、一定の場所で一定の期間内に一定の学習を共同で集中して行なう体系的共同（集合）型訓練を中心として行ってきました。

しかし、この形式での訓練は一定の成果を挙げてきたものの、それぞれの持つ個性、環境、能力に対応した支援や研修の提供は難しいとの考えから、当委員会では、隊、団の指導者を支え、モチベーションを維持し、さらに高め、スカウト運動に関与する成人指導者の一層の質的向上を図るため、集合訓練のみに頼るのではなく、隊指導者が日頃から環境に応じた支援が受けられように、指導者養成の枠組みを「体系的共同（集合）訓練」を中心として考えるのではなく、「任務中の支援（インサービス・サポート）」を通して取り組むことを提言するとともに、次世代の指導者養成の仕組みを考えていいくこととしました。

このため、「体系的共同（集合）型訓練」は、指導者を養成する新しい**体制**の一部として位置づけ、新しい指導者訓練体系を設定しました。

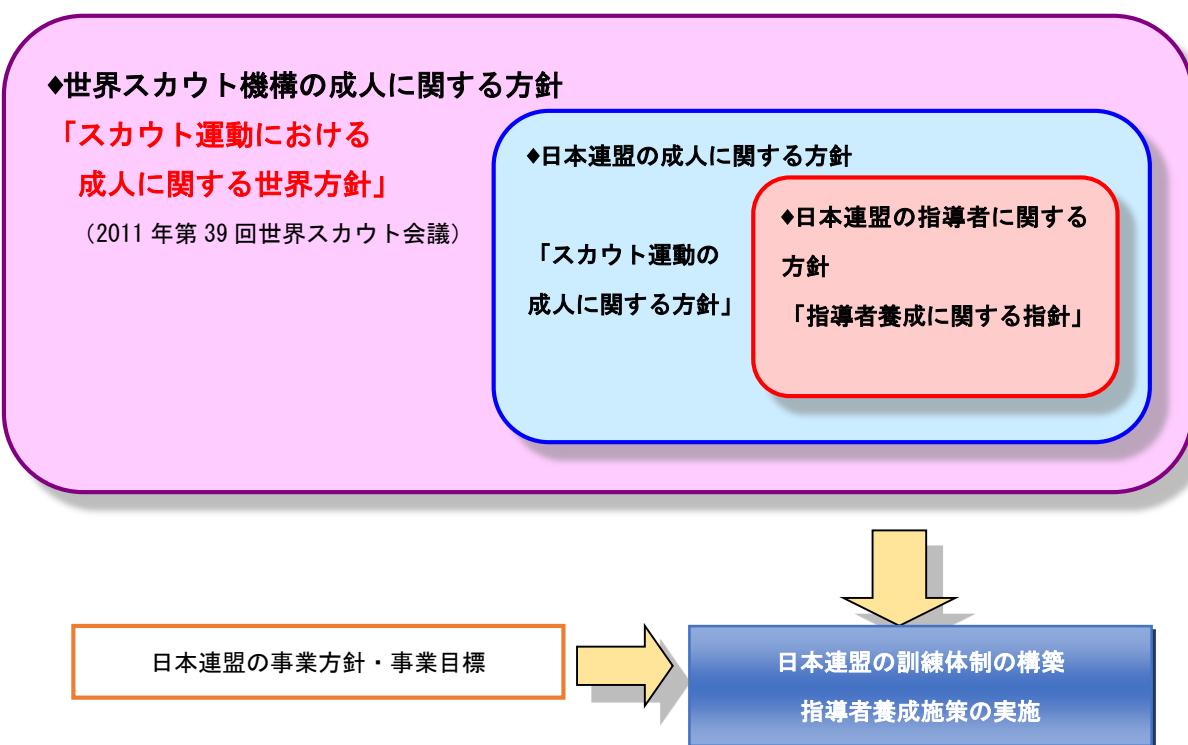
本書は、新しい指導者養成体制の解説書として、多くの方にお読みいただき、これから指導者養成につきましてご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年4月　日本連盟指導者養成委員会

1. 成人に関する方針等

スカウト運動を持続的に推進するためには、本運動についての趣旨や方法等についてより多くの成人に理解してもらい、さらに参加してもらう必要があります。そして、本運動の推進のために必要とする成人の役割を明確にして、その役割を担う適切な人材を獲得していかなければなりません。その成人一人ひとりに適切な訓練を提供し、支援を行うことでその成人の資質向上を図るとともに、個人的発達を期待することができます。同時に、人材の有効活用のための成人のマネジメントも重要です。

このような考え方に基づき、世界スカウト機構および日本連盟では、「スカウト運動の成人に関する方針」を定め、これらを踏まえて、日本連盟では「指導者養成に関する指針」を定めています。そして、この指針に従い、かつ日本連盟の事業方針・事業目標に沿った指導者養成体制の構築及び指導者養成施策の展開を進めています。



1-1 スカウト運動における成人に関する世界方針（2011年）

1993年の第33回世界スカウト会議で採択された「世界アダルトリソーシス方針」は、スカウト教育に関する加盟員以外の成人も含んだ人材の確保、訓練と支援、個人的発達、マネジメントに関する方針で、この方針により、各国連盟が青少年プログラムの適切な開発と併せて、この運動の主体である青少年を支援する成人の関与をより的確に対応できるように、各国の実情に合わせて、積極的に、果敢に推進していくことになりました。

その後、2011年に開催された第39回世界スカウト会議において、「スカウト運動における成人に関する世界方針（AIS）」として、補足・修正され、これを各国において実践していくことが採択されました。

1-2 スカウト運動の成人に関する方針(日本連盟)

日本連盟では、世界アダルトリソーシス方針を国内での導入にあたって、1998年に「スカウト運動の成人に関する方針」を定めました。これは、日本連盟における全ての成人の、リクルートから退任に至るライフサイクルを今後どのように進めて行くか、また目指す方向を定めたものです。

この「スカウト運動の成人に関する方針」の中で、指導者訓練に深く関連する「3. 訓練と個人の発達」の項があります。

*参考図書「スカウティングにおける成人」

3. 訓練と個人の発達

連盟は、「より多くの青少年によりよいプログラムを提供する」という本運動の使命を達成するために、すべての役務と活動レベルにおける成人の訓練とその個人的発達のための訓練と支援のシステムを企画し、展開することに責任を持つ。

そのシステムは、

- ・新しい加盟員の受け入れ、基本訓練、より進んだ訓練、任期の全期間に及ぶ支援を含むものであること。
- ・それぞれの役務を達成するために必要な知識や技能の習得と発達だけでなく、成人の個人的な発達をも含むものであること。
- ・過去の経験や、技能を考慮した柔軟性のあるものであること。
- ・新たな技能や知識を習得することで、別の役務に移ることを容易にするものであること。

※ 本方針は、新しい世界方針に則り、現在日本連盟指導者養成委員会で内容の改訂を検討しています。

1-3 指導者養成に関する指針

指導者養成に関する指針は、世界アダルトリソーシス方針及びスカウト運動の成人に関する方針を踏まえ、日本連盟の成人指導者の獲得、任務・要件、訓練開発、評価について方向性を示し、かつ具体的な内容を定めたものです。(2013年5月一部修正)

*参考図書「指導者養成に関する指針」

指導者養成に関する指針（目次）

- I. 策定の趣旨
- II. 本指針の基本事項
- III. 本運動に関与する成人指導者に求められる要件
- IV. 本運動に関与する成人指導者の獲得に関する指針
- V. 教育活動に関与する成人指導者の任務と要件
- VI. 教育活動に関与する成人指導者に提供される支援および訓練の開発に関する指針
- VII. 教育活動に関与する成人指導者の活動に対する評価の指針

※ 本指針は、今後制定する日本連盟の方針に則り、内容の改訂を予定しています。

2. 指導者養成体制

2-1 成人の訓練・支援の基本的な考え方

「スカウト運動における成人に関する世界方針」および「スカウト運動の成人に関する方針（日本連盟）」により、成人のライフサイクルが示され、成人（指導者）には適切な訓練と支援が提供されることと示されています。これは隊指導者だけではなく、本運動に関与する全ての成人を対象としたものです。特に、直接スカウトを指導する立場にある隊指導者においては、一般的な社会常識、本運動の理念、ボーイスカウト日本連盟（本連盟）教育規程、隊運営の方法とそれに付随する各種知識と技能、保護者とのかかわり、各種組織の機能等々、多くの知識、技能、心構えが求められます。また、団委員、各種コミッショナー、地区・県連盟・日本連盟役員においてもそれぞれの役務に応じた知識、技能、心構えが求められます。

これらの知識、技能、心構えについては、組織から提供される各種訓練によって必要な訓練ニーズが満たされる場合もあります。県連盟が主催するボーイスカウト講習会、ウッドバッジ研修所、安全セミナー、ウッドバッジ実修所等定型訓練と呼ばれるものや、またそれを補完する各種定型外訓練やこれまでの指導者訓練がそれにあたり、これまで特に重点的に推進してきました。

しかしながら、現場の状況や当該成人の置かれている環境等によって、画一的に提供された各種訓練だけでは達成できないものも多くあるのが現状です。また、すでに身に附いている知識、技能等については、重複しての再訓練ができるだけ避けることが重要で、定型訓練・各種定型外訓練の提供においてはその点に十分な配慮が必要です。これは、アダルトリソーシスハンドブック500章において、再訓練が成人のモチベーションを下げる可能性について言及しています。

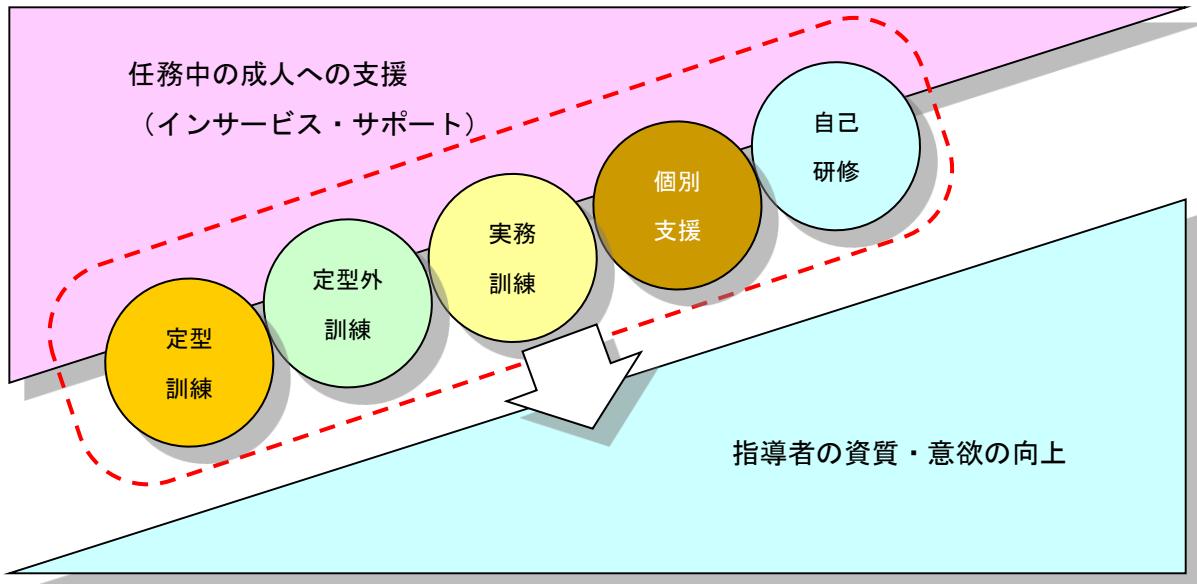
これらのことから、当該成人の能力を認め、本運動に活かすというAIS世界方針に沿って、多くを集合型の訓練にゆだねるのではなく、個別の訓練や支援ニーズに周囲が対応することが効率的で、高い効果を得ることができる「任務中の成人への支援（インサービス・サポート）」の実施体制を構築します。すなわち、「任務中の支援（インサービス・サポート）」は、任務中にある成人が求める知識や技能が、適時に必要に応じて提供される体制づくりの基本理念を指すものであり、従来実施してきた「共同（集合）訓練」を「任務中の支援（インサービス・サポート）」の延長上にあるものと位置づけ、「団の自己改善機能の強化」「柔軟な訓練体制」を目指した施策を実現したいと考えています。

2-2 成人の訓練・支援の体制

(1) 訓練体制

指導者訓練の方法には、一般的に定型訓練、定型外訓練、実務訓練、個別支援、自己研修の5種類に分類できます。しかし、訓練ニーズを満たすためには、ひとつの訓練方法それだけでは完結・完了せず、そのほとんどはいくつかの訓練手法を組み合わせたものや、相互に連携する訓練手法を用いることになります。たとえば、隊運営の「HOW TO」といった基礎的な学習は、指示的な訓練として「定型訓練」の手法で提供することが望ましいと考えられますが、その場合でも、定型訓練の参加前には、学習効果を高めるために基本的な知識や技能を「自己研修」として身につける必要があります。また同時に、団や先輩指導者、トレーナーから、定型訓練への参加の動機づけや自己研修を支援する「個別支援」を行うことも必要です。

このように訓練方法を適切に組み合わせて、指導者に適切な訓練の提供を行うことが大切です。すなわち、一人ひとりの指導者を対象に、先に示した「任務中の成人への支援（インサービス・サポート）」を通して訓練・支援することで、各指導者の資質・意識の向上を図っていく指導者養成体制を構築します。



(2) 訓練提供者

本運動に参加する成人を獲得し、就任時並びに就任後求められる知識・技能を習得するための訓練・支援は、当該成人の任命者が責任を持って行う必要があります。訓練内容によっては、任命者が直接に訓練に取り組めない場合などは、地区、県連盟、日本連盟から訓練・支援を受けることができます。すなわち、成人を取り巻くすべての組織が、訓練・支援の提供者となります。

2-3 任務中の成人への支援

1. 隊指導者への任務中の支援

隊指導者（隊長および副長）の選任と任命は団委員会の任務です。と同時に、これらの隊指導者の養成についても団委員会が責任を有しています。

しかし、団委員会の構成状況、支援内容等により団委員会がこれらの全てを担う事は不可能ですので、団委員会は県連盟（地区）等の支援を得て、これらの隊指導者に対する訓練や支援を提供し、当該隊指導者が効果的な隊活動を実施できるようにする必要があります。

これらの場合、特に県連盟コミッショナーを柱とする各種コミッショナーの支援が重要となります。

(1) 隊指導者の訓練への支援について

- ① 団委員会は団内外の人材を発掘し、計画的に隊長養成を行うために、県連盟の事業への意思決定（県連盟年次総会や地区協議会への出席等）に参画し、基礎訓練課程の各種定型訓練の開設を推進するとともに、当該隊指導者の参加を促進するための支援を行います。（この支援とは、参加への動機付け、事務手続き、訓練情報の提供、必要な事前の研

修、経費の負担・補助等を指します)

- ② 各種コミッショナーは当該団、隊の状況を把握し、団委員会が行うこれらの指導者養成事業について、団委員会との調整、当該隊長候補者等への適切な支援を行うことが必要なため、県連盟トレーニングチームとの連絡調整を行うことも大切です。特に、参加への動機付け、訓練情報の提供、履修後の対応は重要です。

(2) 隊指導者への任務中の支援について

① 個別の訓練（研修）ニーズへの対応について

- ・隊指導者は日常の隊活動を通じて、個別の訓練ニーズを持つこととなります。
- ・団委員会は団会議や隊指導者との面談などにより、その訓練ニーズを把握することが必要であり、各種コミッショナー等と情報を共有し、県連盟トレーニングチーム等とも調整し、計画的かつ的確にそれらの訓練ニーズに応える事が必要です。
- ・具体的な例としては、スカウト技能の習得、コミュニケーション、プログラムプロセスの推進に関すること、プログラム企画、信仰奨励、基本原則、その他に関する事が考えられます。

② 各種支援について

- ・隊指導者は隊運営、プログラム推進、スカウトや保護者との接触、組織との連携等任務を遂行していく中で、さまざまな問題を抱えることがあります、それらを解決していくために周囲から多くの支援を必要とします。
- ・これらへの対応は隊指導者を選任、任命した団委員会が中心となって行うこととなります、各種コミッショナーあるいは県連盟等の組織（トレーニングチーム等を含む）、外部機関または団体など幅広い支援を求める事も重要です。
- ・各種支援の内容は、保護者との連携、資金や資材の調達、活動場所の選定、安全確保、スカウトとの関係、プログラム企画、人間関係、事務処理など多岐にわたります。

2. 団指導者への任務中の支援について

(1) 個別の訓練（研修）ニーズへの対応について

- ① 団委員として日常の任務遂行にあたり、必要な任務の内容と実施方法（進歩、指導者養成、健康安全、野営行事、広報、組織拡充、財政等々）、団運営の手法、隊指導者に関する事、連盟内組織の状況等、基本原則等に関する知識、社会や地域の情勢、保護者や育成会に関する知識など、多岐にわたる訓練（研修）ニーズが考えられます。
- ② 団委員長等は団委員会や当該団委員との面談などにより、その訓練ニーズを把握することが必要であり、各種コミッショナー等と情報を共有し、県連盟トレーニングチーム等とも調整し、計画的かつ的確にそれらの訓練ニーズに応えます。

(2) 各種支援について

- ① 団指導者は団運営、隊活動への支援、育成会や保護者との接触、組織との連携等任務を遂行していく中で、さまざまな問題を抱えることがあります、それらを解決していくために周囲から多くの支援を必要とします。
- ② これらへの対応は団指導者を委嘱した育成会や団運営の責任者である団委員長が中心となって行うこととなります、各種コミッショナーあるいは県連盟等の組織（トレーニ

ングチーム等を含む)、外部機関または団体など幅広い支援を求めることが重要です。

- ③ 各種支援の内容は、育成会や保護者との連携、資金や資材の調達、活動場所の選定に関する事項、安全に関する事項、スカウト募集に関する事項、連盟内組織との連携に関する事項、人間関係、事務処理など多岐にわたります。

3. 県連盟、地区等の役員・委員への支援

(1) 各種支援について

- ① 県連盟、地区等の役員(コミッショナーを含む)・委員等についても、任務中の支援は提供されなければなりません。
- ② それぞれの任務を遂行する上で、さまざまな問題や不明の点などがある場合は、積極的に関係者の支援を受けることにより、任務を遂行する必要があり、支援を要請された役員等は、自己の責任において、または他者または組織の支援を得て、適切に支援を行うことが重要です。

(2) 個別の訓練(研修)ニーズについて

- ① コミッショナーについては、定型訓練が提供されますが、その他の運営役員等については専門の定型訓練は提供されていません。
- ② 連盟内役員等においては、自己の訓練(研修)ニーズを明らかにし、役務上位者または周囲の経験者等に積極的に相談し、支援者を求めるとともに自己訓練ニーズの解決を図ることが重要です。

4. その他

(1) モチベーションの高揚と維持

本運動に関与するほとんどの成人は無給奉仕者ですので、成人が本運動に関わるモチベーション(内的動機)は、本運動の維持発展にとって極めて重要な要素です。

集合型訓練によりモチベーションの高揚は十分可能ですが、修了後時間を経つにつれ、降下していくことは避けることができません。また、活動等の現場でさまざまな問題に直面することにより、モチベーションを失うことも考えられます。訓練や任務中の支援以前にこのことは重要であることを十分に理解し、成人の任務中の支援に当たる必要があります。

- ① 隊指導者がモチベーションを失うことにより、スカウトの活動に直接影響が出る場合が多くあるため、団委員会、コミッショナー等はできる限り隊指導者と接触し、モチベーションの高揚、維持に配慮する必要があります。そのことにより、隊指導者の訓練意欲が増し、さまざまな問題に対しても積極的に解決策を探ろうと努力するようになります。
- ② 団指導者においても、その任務の重要性を理解することにより、積極的な団運営への参加意欲を持つことになります。団委員長、育成会長はもとより、コミッショナーも積極的に団指導者への接触を図り、活動意欲を向上させるよう努力する必要があります。

3. 訓練体系

3-1 訓練機関の構成

指導者訓練機関は、導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程の段階的訓練、およびスキルトレーニングから構成されます。このほか、必要に応じて指導者を対象として各種の訓練機関を開設することがあります。

3-2 指導者訓練の体系

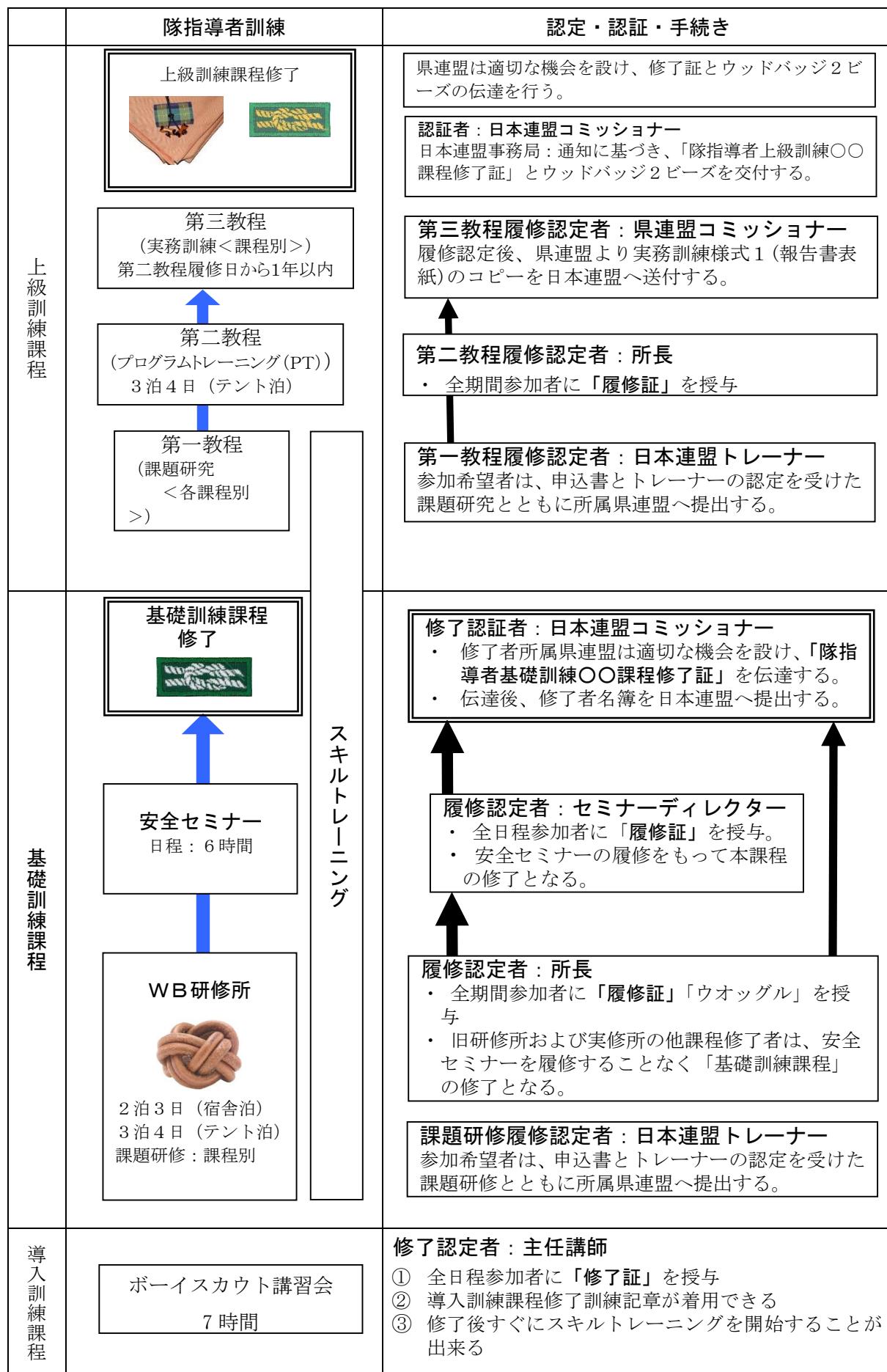
(1) 隊指導者訓練

- ① 隊指導者訓練は、隊指導者のための訓練で、段階的な訓練内容の導入訓練課程、基礎訓練課程、上級訓練課程、及びスキルトレーニング等から構成されます。
- ② 導入訓練課程は、ボーイスカウト講習会をもって行います。これは、団指導者訓練の導入訓練と同一内容とします。
- ③ 基礎訓練課程は、ウッドバッジ研修所と安全セミナーをもって行います。課題研修（自己研修）と基本訓練（集合訓練）があります。
- ④ 上級訓練課程は、ウッドバッジ実修所を持って行います。第一教程（課題研究）、第二教程（プログラムトレーニング－集合訓練）、第三教程（実務訓練）があります。
- ⑤ スキルトレーニングは、隊のプログラム企画の幅を広げ魅力あるスカウティングを開けるための野外活動の基本的な技能を修得します。

■隊指導者訓練の構成と訓練の目的

課程等	訓練名称	目的
導入訓練課程	ボーイスカウト講習会	本運動の概要とスカウト教育の原理と基本的な方法について知る。
基礎訓練課程	ウッドバッジ研修所	隊長としての責務を果たすことができるよう、スカウト教育と隊運営に関する基礎的な方法を習得する。 ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト及びベンチャースカウトの各課程に区分して開設する。
	安全セミナー	スカウト活動における安全の確保と危機管理を有効に行うことができるような知識と技能を習得する。
上級訓練課程	ウッドバッジ実修所	隊長としてのプログラム推進能力を高める。 ビーバースカウト、カブスカウト、ボーイスカウト及びベンチャースカウトの各課程に区分して開設する。
スキルトレーニング		隊長として一定のスカウト技能を身につけていることを認定することにより、プログラム立案能力を高める。

◆新指導者訓練体系 認定・認証の流れ 一 隊指導者編 一



(2) 団指導者訓練

- ① 団指導者訓練は、団指導者のための訓練で、段階的な訓練内容の導入訓練課程、基礎訓練課程及び上級訓練課程から構成されます。
- ② 導入訓練課程は、ボーイスカウト講習会をもって行います。これは、隊指導者訓練の導入訓練と同一内容とします
- ③ 基礎訓練課程は、团委員研修所と安全セミナーをもって行います。課題研修（自己研修）と基本訓練（集合訓練）があります。
- ④ 上級訓練課程は、团委員実修所を持って行います。第一教程（課題研究）、第二教程（マネジメントトレーニング－集合訓練）、第三教程（実務訓練）があります。

■団指導者訓練の構成と訓練の目的

課程等	訓練名称	目的
導入訓練課程	ボーイスカウト講習会	本運動の概要とスカウト教育の原理と基本的な方法について知る。
基礎訓練課程	团委員研修所	団指導者としての任務を理解し、団の管理と運営の能力を高める。
	安全セミナー	スカウト活動における安全の確保と危機管理を有效地に行うことができるような知識と技能を習得する。
上級訓練課程	团委員実修所	自団の問題解決や将来に向かっての施策を推進する能力を高める。

(3) コミッショナー訓練

- ① コミッショナー訓練は、コミッショナーための訓練で、段階的な訓練内容の基礎訓練課程、上級訓練課程から構成されます。
- ② 基礎訓練課程は、コミッショナー研修所をもって行います。課題研修（自己研修）と基本訓練（集合訓練）があります。
- ③ 上級訓練課程は、コミッショナー上級訓練をもって行います。コミッショナーとしての自己の課題について研修計画を立案し、それに基づく訓練（自己研修）を行います。

■コミッショナー訓練の構成と訓練の目的

課程等	訓練名称	目的
基礎訓練課程	コミッショナーレンジ	本連盟の方針とその規程に従い、コミッショナーの任務を理解し、その任務を遂行する能力を身につける。
上級訓練課程	コミッショナーハイアドバイス	コミッショナーの任務の遂行に必要な知識と技能を高めるとともに、教育面での指導力の向上を促進する。

一 団委員編 一

	団委員訓練	認定・認証・手続き
上級訓練課程	<p>上級訓練課程修了 </p> <p>第三教程 (実務訓練<課程別>) 第二教程履修日から1年以内</p> <p>↑</p> <p>第二教程 (マネジメントトレーニング(MT)) 2泊3日(宿舎泊)</p> <p>↑</p> <p>第一教程 (課題研究 <各課程別 >)</p>	<p>県連盟は適切な機会を設け、修了証の伝達を行う。</p> <p>認証者：日本連盟コミッショナー 日本連盟事務局：通知に基づき、「团委員上級訓練課程修了証」を交付する。</p> <p>第三教程履修認定者：県連盟コミッショナー 履修認定後、県連盟より実務訓練様式1(報告書表紙)のコピーを日本連盟へ送付する。</p> <p>↑</p> <p>第二教程履修認定者：所長 ・全期間参加者に「履修証」を授与</p> <p>↑</p> <p>第一教程履修認定者：日本連盟トレーナー 参加希望者は、申込書とトレーナーの認定を受けた課題研究とともに所属県連盟へ提出する。</p>
基礎訓練課程	<p>基礎訓練課程 修了 </p> <p>↑</p> <p>安全セミナー 日程：6時間</p> <p>↑</p> <p>团委員研修所 2泊3日(宿舎泊) 課題研修</p>	<p>修了認証者：日本連盟コミッショナー ・修了者所属県連盟は適切な機会を設け、「团委員基礎訓練課程修了証」を伝達する。 ・伝達後、修了者名簿を日本連盟へ提出する。</p> <p>↑</p> <p>履修認定者：セミナーディレクター ・全日程参加者に「履修証」を授与。 ・安全セミナーの履修をもって本課程の修了となる。</p> <p>↑</p> <p>履修認定者：所長 ・全期間参加者に「履修証」を授与 ・履修者は团委員長の登録資格が与えられる。 ・旧WB研修所およびWB実修所の修了者は、安全セミナーを履修することなく「基礎訓練課程」の修了となる。</p> <p>↑</p> <p>課題研修履修認定者：日本連盟トレーナー 参加希望者は、申込書とトレーナーの認定を受けた課題研修とともに所属県連盟へ提出する。</p>
導入訓練課程	<p>ボイスカウト講習会 7時間</p>	<p>修了認定者：主任講師</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 全日程参加者に「修了証」を授与 ② 導入訓練課程修了訓練記章が着用できる ③ 修了後すぐにスキルトレーニングを開始することが出来る

— コミッショナー編 —

	コミッショナー訓練	認定・認証・手続き
上級訓練課程	<p>上級訓練課程修了 </p> <p>↑</p> <p>上級訓練課程履修認定</p> <p>内容：あらかじめ設定された課題を、県連盟コミッショナーと相談し、研修計画を策定して取り組む。</p>	<p>県連盟は適切な機会を設け、修了証の伝達を行う。</p> <p>認証者：日本連盟コミッショナー 日本連盟事務局：通知に基づき、「コミッショナー上級訓練修了証」を交付する。</p> <p>履修認定者：県連盟コミッショナー 履修認定後、県連盟より上級訓練実施報告書を日本連盟へ送付する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県連盟コミッショナーは参加者を決定し、日本連盟へ訓練開始届を提出。 ・ 日本連盟は県連盟へ訓練開始確認書を送付 <p>対象：コミッショナー基礎訓練課程修了者で、現在各種コミッショナーとして活動している者、もしくはその予定者。</p>
基礎訓練課程	<p>基礎訓練課程修了 </p> <p>コミッショナー研修所 2泊3日 (宿舎泊) 課題研修</p>	<p>修了認証者：日本連盟コミッショナー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開設県連盟は全期間参加者に対し、「コミッショナー基礎訓練課程修了証」を伝達する。 <p>課題研修履修認定者：日本連盟リーダートレーナー 参加希望者は、申込書とリーダートレーナーの認定を受けた課題研修とともに所属県連盟へ提出する。</p> <p>対象：隊指導者上級訓練課程修了者で、各種コミッショナー、その候補者、または都道府県連盟等役員およびその候補者</p>

(4) トレーナー訓練

- ① トレーナー訓練は、トレーナーのための訓練で、トレーナーの任務により副リーダートレーナーコースと、リーダートレーナーコースがあります。
- ② トレーナーに就任した者は、自己の資質の向上を図るための自己研修に励み、トレーナー研究集会に参加しなければなりません。

訓練名称	目的	対象者	履修認定者	修了認定者
副リーダー トレーナーコース	本連盟の指導者の訓練方針と訓練体系の理解を深めるとともに、各種の指導者訓練、特に訓練の企画及び実施するための技能を修得する。	隊指導者上級訓練課程修了者で副リーダートレーナーとなる適性を有する者	コースディレクター	日本連盟コミッショナー
リーダー トレーナーコース	参加者がこれまでの経験をとおしての交流を深めながら、トレーナーとしての知識を新たにするとともに、任務を遂行するための資質の向上を図る。	副リーダートレーナーでリーダートレーナーとなる適性を有する者	コースディレクター	日本連盟コミッショナー
トレーナー 研究集会	トレーナーの能力向上と資質の維持を図る。	リーダートレーナー 副リーダートレーナー		日本連盟ディレクター

4. 指導者訓練のための参考資料一覧

- ① スカウト運動における成人に関する世界方針（世界スカウト機構資料）
- ② スカウティングにおける成人（世界スカウト機構資料／和文：日本連盟発行書籍）
- ③ 指導者養成に関する指針（日本連盟ホームページ掲載）
- ④ 定型訓練開設業務要項（県連盟定型訓練開設資料）
- ⑤ 国際訓練ハンドブック

スカウト運動の成人に関する方針

財団法人ボーイスカウト日本連盟

1. はじめに

1993年バンコクで開催された第33回世界スカウト会議で、本運動の使命を達成するために必要なスカウト教育に関与する加盟員以外も含む成人（以下「成人」という）の人材の獲得、訓練と支援、個人的発達、マネジメントに関しての方針である、「世界アダルトリソーシス方針」が採択された。これを受け、ボーイスカウト日本連盟では、1998年3月の中央審議会で同方針を本連盟に導入することを決定した。この決定に基づき、以下の「ボーイスカウト日本連盟成人の人材に関する方針」に基づき導入を進めている。

2. 人材の獲得

本運動の使命を達成するために、連盟は有能かつ献身的な成人の人材を意識的に獲得する。これには、ボランティアと専従指導者を含むものとする。

また、この中に積極的に女性と若年の成人を責任ある立場で迎え入れる。

2-1. 現行組織の見直し

本運動の使命を達成するため、現行組織の見直しを定期的に行い、現行と比較し、短期・中期で必要とされる組織、役務、人材を決定する。

2-2. 獲得

連盟は、課題を明確に規定した任務説明書を作成し、必要とされる人材を本運動の内部にとどまらず広く獲得する。

また、新たに加盟する人たちを迎えるために登録制度や訓練システムを開発する。

2-3. 相互の同意

連盟は、新たに加盟する成人と活動に要する時間、経費、任務、相互の義務などについて合意したものとの明確にし、一定の書式を作成する。また、任務については具体的な表現にする。

2-4. 任命

連盟は任命するすべての成人に対して責任を持つ。それは、以下の一般原則に基づいて行う。

- ・ すべての任命は、連盟のそれぞれの組織に関する任命権者のみが行う。
- ・ すべての任命は、連盟と加盟員の相互の同意を基に行われる。
- ・ すべての任命は任期を定める。
- ・ 役務の更新の条件と制限を明記する。
- ・ すべての任命は、任命書をもって行う。
- ・ 任務の重複は原則として避ける。

3. 訓練と個人的発達

連盟は「より多くの青少年により良いプログラムを提供する」という本運動の使命を達成するために、すべての役務と活動レベルにおける成人の訓練とその個人的発達のための訓練と支援のシステムを企画し、展開することに責任を持つ。

そのシステムは、

- ・ 新しい加盟員の受け入れ、基本訓練、より進んだ訓練、任期の全期間に及ぶ支援を含むものであること。
- ・ それぞれの役務を達成するために必要な知識や技能の習得と発達だけでなく、成人の個人的な発達をも含むものであること
- ・ 過去の経験や、技能を考慮した柔軟性のあるものであること。
- ・ 新たな技能や知識を習得することで、別の役務に移ることを容易にするものであること。

3-1. 新加盟員の準備期間

連盟は、新加盟員に対し一定の準備期間を設ける。

それは、

- ・引き受けることになる役務のより詳細な内容やそれに伴う責任、その役務における訓練の必要性について理解するため。
- ・新加盟員がその役務を実行する上で不可欠な技能の訓練を受けることも含む。

3-2. 訓練

連盟は、成人に対し、本運動の使命を達成するため、必要な訓練を提供する。この内容は、過去の経験を考慮し、それぞれの役務と個人の必要性に応じたものとする。

3-3. 訓練システム

連盟はすべての成人の役務に関する訓練システムを開発する。これは彼らの個人的な発達と共に役務に必要なすべての能力を含むものとする。

この訓練システムは、

- ・参加者が参加しやすいものとする。(訓練の回数、場所、申し込みの条件など)できる限り参加者の生活している所に近い所で行われるようにする。
- ・重複がないなど、多様かつ柔軟な訓練方式を開発する。
(モジュール方式、インフォメーション・テクノロジーなどの活用)
- ・本連盟における訓練責任者が行う。(訓練に必要な資材の開発や管理を含む)
- ・訓練担当者の専門性を重視する。
- ・専門分野の訓練が必要な場合は、外部の研修機関を活用する。

3-4. 支援

本運動に加盟している成人が必要とする時は、いつでも技術的、教育的、物質的、精神的、個人的支援を受けられるようにする。このため、新加盟員は一定期間、選任の担当アドバイサーから指導・助言を受ける。

3-5. 資格の認定

個人の資格の認定は、本連盟の責任においてのみ行う。

これには有効期限を設ける。

本運動外の機関で認定された資格が本運動におけるものと同等のものと認められる場合は別に定める手続きを経て、認定する。

資格の認定は、実際に示された能力や新たに習得した能力を基に定められた期間内、更新される。

4. 成人のマネジメント

連盟は人材を有効に活用するために他の役務への移動を容易にする。このため、組織をネットワーク状に変更するように努める。

4-1. 任務達成の評価

連盟と該当者は同意した内容に基づいて定期的に、任務の達成度とその進捗度を検討する。

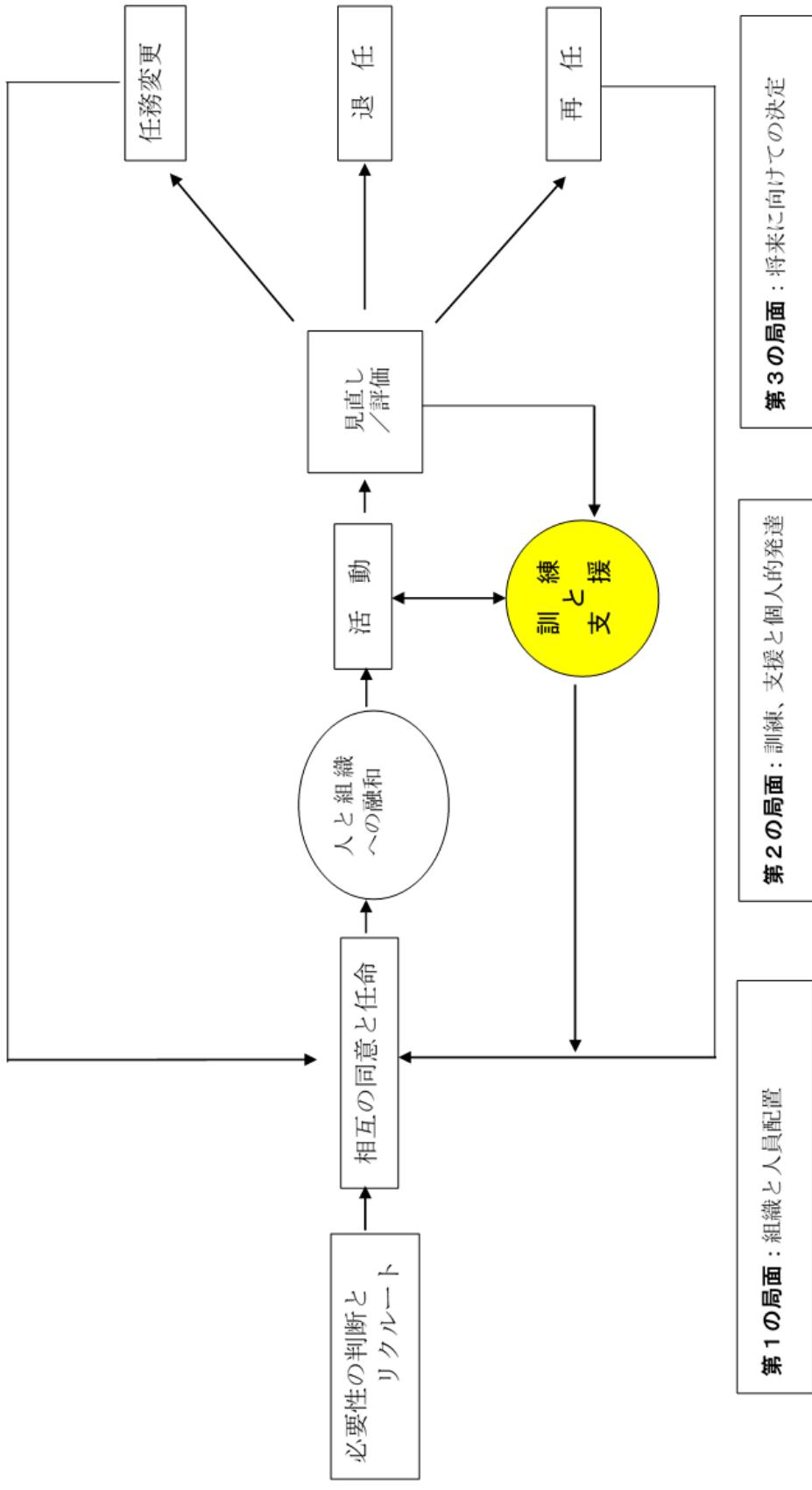
4-2. 将来の方向性

相互の同意に基づいて決定した任務期間が終了するにあたって、任務に関して連盟と該当者は再任、任務変更、あるいは退任のいずれかを決定する。

5. その他

本方針は、定期的に見直しを行い、現実に対応できるようなものに修正するものとする。

スカウティングにおける成人のライフサイクル



ボーイスカウト日本連盟の指導者養成体制

2014年 2月1日 発行

2014年12月1日 改訂

公益財団法人ボーイスカウト日本連盟

指導者養成委員会委員会 編

発行 公益財団法人
ボーイスカウト日本連盟

〒113-0033

東京都文京区本郷1-34-3

電 話： 03-5805-2634

ファックス： 03-3830-3678

e-mail : training@scout.or.jp